

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p data-bbox="368 271 571 304" style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p data-bbox="169 367 416 400">(発行可能株式総数)</p> <p data-bbox="153 416 767 495">第5条 当社の発行可能株式総数は、 3,600,000,000株とする。</p> <p data-bbox="153 748 687 781">(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p data-bbox="153 797 759 831">第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p data-bbox="204 846 767 1021">② 当社は、第6条の規定にかかわらず、 単元未満株式に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規則に定めるところに ついてはこの限りでない。</p> <p data-bbox="429 1178 507 1211">(新設)</p> <p data-bbox="429 1274 507 1308">(新設)</p>	<p data-bbox="1027 271 1230 304" style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p data-bbox="833 367 1080 400">(発行可能株式総数)</p> <p data-bbox="817 416 1447 685">第5条 当社の発行可能株式総数は 3,600,000,000株とし、<u>当社の普通株 式の発行可能種類株式総数は 3,600,000,000株、第1種優先株式の発 行可能種類株式総数は1,800,000,000 株とする。</u></p> <p data-bbox="817 748 1351 781">(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p data-bbox="817 797 1447 925">第8条 当社の<u>普通株式</u>の単元株式数は100株 とし、<u>第1種優先株式の単元株式数は100 株とする。</u></p> <p data-bbox="868 940 1447 1115">② 当社は、第6条の規定にかかわらず、 単元未満株式に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規則に定めるところに ついてはこの限りでない。</p> <p data-bbox="951 1178 1310 1211" style="text-align: center;"><u>第2章の2 第1種優先株式</u></p> <p data-bbox="817 1274 1334 1308" style="text-align: center;"><u>(第1種優先株主に対する剰余金の配当)</u></p> <p data-bbox="817 1323 1447 2067">第11条の2 当社は、毎事業年度の末日の最 終の株主名簿に記載または記録さ れている株主または登録株式質権 者に対して剰余金の配当(以下「期 末配当」という。)をするとき、 <u>当該末日の最終の株主名簿に記載 または記録されている第1種優先 株式を有する株主(以下「第1種 優先株主」という。)または第1種 優先株式の登録株式質権者(以下 「第1種優先登録株式質権者」と いう。)に対して、普通株式を有す る株主(以下「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」と いう。)に先立ち、第1種優先株式</u></p>

1株につき、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の金銭（ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度中に定められた基準日により第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第4項に従い剰余金の配当を金銭にてしたときは、第1種優先株式1株につきした剰余金の配当の額を控除した額（ただし、ゼロを下回る場合はゼロ）の金銭。以下「第1種優先配当金」という。）を支払う。

② 当社は、期末配当をする場合であって、第1種優先配当金および次項に定める累積未払配当金が支払われた後に普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につきする剰余金の配当の額に第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める比率（200パーセントを下限とし、500パーセントを上限とする。）（以下「第1種優先株式配当率」という。）を乗じて得られる額が第1種優先配当金の額を超過するときは、第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、第1種優先株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対してする剰余金の配当と同一の種類で、かつ、当該超過する額（小数部分が生じる場合、小数点以下を切り捨てる。）の剰余金の配当をする。

③ ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う剰余金の配当の額が第1種優先配当金

の額に達しないときは、その第1種優先株式1株あたりの不足額（以下「累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。累積未払配当金については、第1項、前項および次項に定める剰余金の配当に先立ち、第1種優先株式1株につき累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して金銭にて支払う。

- ④ 当社は、剰余金の配当をするとき（期末配当をする場合を除く。）は、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて、第1種優先株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対してする剰余金の配当と同一の種類で、かつ、普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につきする剰余金の配当の額に第1種優先株式配当率を乗じて得られる額（小数部分が生じる場合、小数点以下を切り捨てる。）の剰余金の配当をする。

(新設)

(第1種優先株主に対する残余財産の分配)

第11条の3 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、累積未払配当金を金銭にて支払う。

- ② 当社は、前項に基づく残余財産の分配をした後、さらに残余財産があるときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録

	<p>株式質権者と同順位にて、第1種優先株式1株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式1株につきする残余財産の分配と同一の種類および額の残余財産の分配をする。</p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p>第11条の4 第1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1種優先株主は、2事業年度連続して各事業年度中に定められた基準日により第1種優先配当金および累積未払配当金の全額を支払う旨の決議がなされないときは、当該2事業年度終了後最初に開催される定時株主総会より(ただし、第1種優先株主が第1種優先配当金および累積未払配当金の全額の支払いを受ける旨の議案が当該定時株主総会に提出され否決されたときは、当該定時株主総会の終結の時より)、第1種優先配当金および累積未払配当金の全額を支払う旨の決議がある時までの間、株主総会において議決権を行使することができる。</p>
(新設)	<p><u>(種類株主総会の決議)</u></p> <p>第11条の5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>② 第13条の規定は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集される種類株主総会にこれを準用する。</p>

(新設)

③ 第 14 条、第 15 条、第 16 条第 1 項および第 17 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

④ 第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

(普通株式を対価とする取得条項)

第 11 条の 6 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日）の到来をもって、その日に当社が発行する第 1 種優先株式の全部（当社が有する第 1 種優先株式を除く。）を取得し、第 1 種優先株式 1 株を取得するのと引換えに、第 1 種優先株主または第 1 種優先登録質権者に対して普通株式 1 株を交付する。

1. 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換または株式移転（他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限る。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日の前日

2. 当社が発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合が 3 分の 2 以上となった場合、当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出

された日から 90 日目の日  
なお、本号において「公開  
買付け」とは金融商品取引  
法第 27 条の 3 第 1 項に定  
める公開買付けを、「株券  
等所有割合」とは金融商品  
取引法第 27 条の 2 第 1 項  
第 1 号に定める株券等所  
有割合を、「公開買付者」  
または「公開買付報告書」  
とは金融商品取引法第 2  
章の 2 第 1 節に定める公開  
買付者または公開買付報  
告書をいう。

- ② 当社は、第 1 種優先株式を上場  
している金融商品取引所が第 1 種  
優先株式を上場廃止とする旨を決  
定した場合には、取締役会が定め  
る日の到来をもって、その日に当  
社が発行している第 1 種優先株  
式の全部（当社が有する第 1 種  
優先株式を除く。）を取得し、第 1  
種優先株式 1 株を取得するのと引  
換えに、第 1 種優先株主または第  
1 種優先登録質権者に対して普通  
株式 1 株を交付することができる。

(新設)

(株式の分割、株式の併合等)

第 11 条の 7 当社は、株式の併合をするとき  
は、普通株式および第 1 種優先株  
式ごとに同時に同一の割合です  
る。

- ② 当社は、株式の分割または株式  
無償割当てをするときは、以下の  
いずれかの方法によりする。

1. 普通株式および第 1 種優  
先株式の双方について、株  
式の分割を、同時に同一の  
割合とする。
2. 普通株式または第 1 種優

先株式のいずれかについて株式の分割をし、株式の分割をしない種類の株式を有する株主または登録株式質権者には株式の分割をする種類の株式を株式の分割と同時に同一の割合で割り当てる株式無償割当てをする。

3. 普通株主または普通登録株式質権者には普通株式の株式無償割当てを、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。

③ 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

④ 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1種優先株主には第1種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

⑤ 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主または普通登録株式質権者には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式を目的とする

<p>(新設)</p>	<p><u>新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。</u></p> <p>⑥ <u>当社は、株式移転をするとき(他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。)は、普通株主または普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者には第1種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する第1種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。</u></p> <p>⑦ <u>当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式および第1種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。</u></p> <p>⑧ <u>第1項から第6項までの規定に定めるときにおける第1種優先配当金および累積未払配当金の調整については、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める方法による。</u></p> <p>⑨ <u>第1項から第7項までの規定は、現に第1種優先株式を発行している場合に限り適用される。</u></p> <p><u>(その他の事項)</u></p> <p><u>第11条の8 当社は、第11条の2から第11条の7に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。</u></p>
-------------	--